

社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（同条第3項第1号の2に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第10号の7、第702条の2第2項

社会福祉法第2条第1項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者（次のいずれかに該当するもの。）

ア 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。）

イ 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ウ 健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

エ 医療法人

オ エに掲げる者以外の者で児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受けたもの

カ アからエまでに掲げる者以外の者で児童福祉法第33条の6第1項の規定による委託を受けたもの

キ 前各号に掲げる者以外の者で、社会福祉法第68条の2及び第69条（それぞれ同法第74条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者。

(ア) 宗教法人

(イ) 政令第49条の15第2項第2号に規定する事業の実施について都道府県又は指定都市等（[地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市をいう。](#)）から委託を受けたものであることについて都道府県知事又は指定都市等の長が証明したもの

(ウ) 政令第49条の15第2項第9号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

(I) 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体（[法人格のない団体を含む。](#)）で営利を目的としない団体であることについて都道府県知事が証明したもの

(3) 対象資産

社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（[同条第3項第1号の2に掲げる事業を除く。](#)）

* の用に供する固定資産

* ア 前項ア、イが実施する次の用に供する固定資産

(ア) 生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業

(ウ) 授産施設を経営する事業

(I) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

(オ) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(カ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

(キ) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 隣保事業（[隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。](#)）

(ケ) 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業の用に供する固定資産

イ 前項ア、イ、キ-（イ）が実施する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の用に供する固定資産（[都道府県知事又は指定都市等の長が証明した施設に限る。](#)）

- ウ 前項ア、イ（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）で、道路交通法施行令第8条第2項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する盲導犬訓練施設を経営する事業の用に供する固定資産
- エ 前項ア、イ、キ-(ア)が実施する生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の用に供する固定資産で次に該当するもの
- (ア) 社会福祉法人で、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産
- (イ) 社会福祉法第2条第3項第9号に掲げる事業を実施する者の前事業年度（当該年度に係る賦課期日の属する事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。）の前事業年度をいう。次項第2号及び第5号において同じ。）を通じた取扱患者の総延数に対する生活保護法第15条若しくは第16条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により算定された額及び同法第85条第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第85条の2第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の10分の1に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額診療患者の割合」という。）が100分の10以上である事業の用に供する固定資産
- (ウ) 無料又は低額診療患者の割合が100分の5以上100分の10未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から100分の5を減じた割合に5を乗じた割合に100分の75を加えて得た割合に相当する部分に限る。）
- (イ) 無料又は低額診療患者の割合が100分の2以上100分の5未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から100分の2を減じた割合に15を乗じた割合に100分の30を加えて得た割合に相当する部分に限る。）
- オ 前項ア、イ、エが実施する福祉ホームを経営する事業、身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業の用に供する固定資産又は生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業で次に該当するもの
- (ア) 社会福祉法人で、医療法第31条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

- (イ) 社会福祉法第2条第3項第10号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第48条第1項第2号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第15条の2第1項に規定する介護扶助のうち同項第4号に掲げる施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条各号に掲げる費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額の合計額の10分の1に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（(ウ)及び(エ)において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。）が100分の10以上である事業の用に供する固定資産
- (ウ) 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が100分の5以上100分の10未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から100分の5を減じた割合に5を乗じた割合に100分の75を加えて得た割合に相当する部分に限る。）
- (エ) 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が100分の2以上100分の5未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から100分の2を減じた割合に15を乗じた割合に100分の30を加えて得た割合に相当する部分に限る。）
- (オ) 社会福祉法第2条第3項第10号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第48条第1項第3号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第15条の2第1項に規定する介護扶助のうち同項第4号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第79条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の10分の1に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（(カ)及び(キ)において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）が100分の10以上である事業の用に供する固定資産
- (カ) 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が100分の5以上100分の10未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から100分の5を減じた割合に5を乗じた割合に100分の75を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

(キ) 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が100分の2以上100分の5未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から100分の2を減じた割合に15を乗じた割合に100分の30を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

カ 前項ア～エが実施する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

キ 前項ア～オ（前項イ～エにあっては、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産（居室その他これに類する施設に限る。）

ク 前項ア～エ若しくはカ（前項イ～エにあっては、児童福祉法第33条の6第1項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

ケ 前項に掲げる者（前項キにあっては、(ウ)及び(エ)に限り、放課後児童健全育成事業にあっては(ウ)に限る。）が実施する次の事業の用に供する固定資産

(ア) 障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産に限る。）

(イ) 障害児相談支援事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(ウ) 放課後児童健全育成事業（居室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(エ) 子育て短期支援事業（居室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(オ) 乳児家庭全戸訪問事業（詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(カ) 養育支援訪問事業（詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(キ) 地域子育て支援拠点事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(ク) 一時預かり事業（居室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(ケ) 病児保育事業（居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(コ) 子育て援助活動支援事業（専ら児童福祉法第6条の3第14項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産に限る。）

(サ) 親子再統合支援事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(シ) 社会的養護自立支援拠点事業（居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(ス) 意見表明等支援事業（詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(セ) 妊産婦等生活援助事業（居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

(ソ) 子育て世帯訪問支援事業（詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）

- (タ) 児童育成支援拠点事業（居室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (チ) 親子関係形成支援事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (ツ) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (テ) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に規定する養子縁組あっせん事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (ト) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）、特定相談支援事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (ナ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者の更生相談に応ずる事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (ニ) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業（相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産に限る。）
- (ヌ) 社会福祉法第2条第3項第4号の2に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを経営する事業、
- (ネ) 社会福祉法第2条第3項第5号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業
- (ノ) 社会福祉法第2条第3項第12号に掲げる福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

3 認定時期

原則として賦課期日（1月1日）現在の使用状況により判定します。

賦課期日以前から所有し、建設・改築等に着手している場合で、年度の途中に供用開始した場合は、供用開始日以降に存在する納期の税相当分が減免になる可能性があります。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書 ・法人設立認可書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・認可書の写し ・各種変更届等の写し
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第1担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町3番5号
土地第2担当	084-928-1026		
家屋第1担当	084-928-1023		
家屋第2担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		